



東京の労働行政

Profile 2017

平成29年度 東京労働局行政運営方針

―誰もが安心して活き活きと働けるTOKYOへ―

【東京労働局の最重点課題と取組】

「働き方改革」の推進などを通じた労働環境の整備・生産性の向上

- ▶ 長時間労働の是正による良質な労働環境の確保
 - ○長時間労働の抑制・過重労働解消に向けた取組、ワーク・ライフ・バランスの推進等
- ▶ 非正規雇用労働者の待遇改善等
 - ○非正規雇用労働者の正社員転換・同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善の推進、最低賃金の周知・履行確保等
- ▶ 人材確保対策の推進や労働生産性の向上等による労働環境の整備
 - ○労働者のキャリア形成に係る支援策の普及促進、全産業の労働生産性の向上等
- ▶ 労働者が安心して健康に働くことができる職場づくり
 - ○労働条件確保、労働災害防止対策、メンタルヘルス・健康確保対策、労災補償の迅速・適正処理等

「全員参加の社会」の実現加速

- 女性の活躍推進
 - ○改正男女雇用機会均等法及び改正育児・介護休業法の履行確保、女性活躍推進法の実効性確保等
- ▶ 若者の活躍促進
 - ○適切な職業選択の支援、職業能力の開発・向上に関する措置、青少年の雇用の促進等
- ▶ 高齢者の活躍促進
 - ○企業における高年齢者の雇用の促進、高年齢者の再就職の促進等
- ▶ 障害者、難病・がん患者等の活躍推進
 - ○法定雇用率達成指導の徹底、多様な障害特性に応じた就労支援、難病・がん患者等に対する就職支援の推進等
- 外国人材の活用
 - ○高度な技術や専門的な知識を持った外国人材の就業推進等
- ▶ 重層的なセーフティネットの構築
 - ○公共職業訓練、求職者支援制度を活用した就職支援、生活困窮者等に対する就労支援の強化等

目次

第2章 平成29年度の重点対策 I 雇用環境・均等担当部署における対策 …… 5 II 労働基準担当部署における対策 … 10 III 職業安定担当部署における対策 … 15 IV 需給調整事業担当部署における対策 … 21 V 労働保険適用徴収担当部署における対策 … 23

第3章 窓口のご案内	
労働局の相談窓口のご案内	25
主な助成金・給付金制度のご案内	26
労働基準監督署・ハローワーク管轄区域MAP	27
労働基準監督署・ハローワーク一覧	
東京労働局所在地案内	裏表紙

地方公共団体等との連携による地域に密着した行政の展開

東京労働局は、行政ニーズに即応した労働行政を展開するために、東京都及び管内の区市町村並びに 関係団体等との連携を密にしつつ、地域経済情勢や主要産業・企業の動向等を逐次、綿密に把握し、そ の分析の上に立った各施策の計画的な実施に努めています。

外部の有識者からご意見を伺う審議会や、東京都及び管内の区市町村並びに関係団体等との間で意見交換をする各種会議体を通じて、地域の実情に合った機動的かつ効果的な労働施策を実施しています。

また、労働基準監督署・ハローワークにおいては、管轄の基礎自治体と緊密な連携を保ち、地域のニーズに即応した行政展開に努めています。

法律に基づく審議会

東京地方労働審議会

所管法令に基づく業務の施 行に関する重要事項等につい て、外部の有識者により調査・ 審議を行う機関。

東京地方最低賃金審議会

最低賃金法に基づき一定の事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると東京労働局長が認める場合に設けられる、外部の有識者により調査・審議を行う機関。



地域の団体と協力して労働施策の展開を推進する会議

東京労働懇談会

労働行政の推進に当たって、東京労働局と東京都が地域の自治体代表、労使団体の首脳等から広く意見を聞き、一致協力をして、地域の実情に即した 総合的な労働施策の展開を図るために設置している会議。

地域の実情に応じた働き方改革を進め、若者や非正規労働者等の労働環境や処遇の改善等に向けた機運が高まるよう、生産性の向上を含めた働き方改革に関する事項を始めとする地域の労働問題に関し、関係者から広く意見をいただくことにしています。



地方公共団体と連携して行う取組

東京都雇用対策協定運営協議会

厚生労働大臣と東京都知事との間で、平成27年2月10日に締結した雇用対策に係る協定に基づく実施事項を協議する会議。雇用就業分野、福祉・医療分野及び教育分野において、東京労働局と東京都がより連携を強化し、それぞれの強みを発揮して都民等へのサービスを実施しています。

一体的実施事業

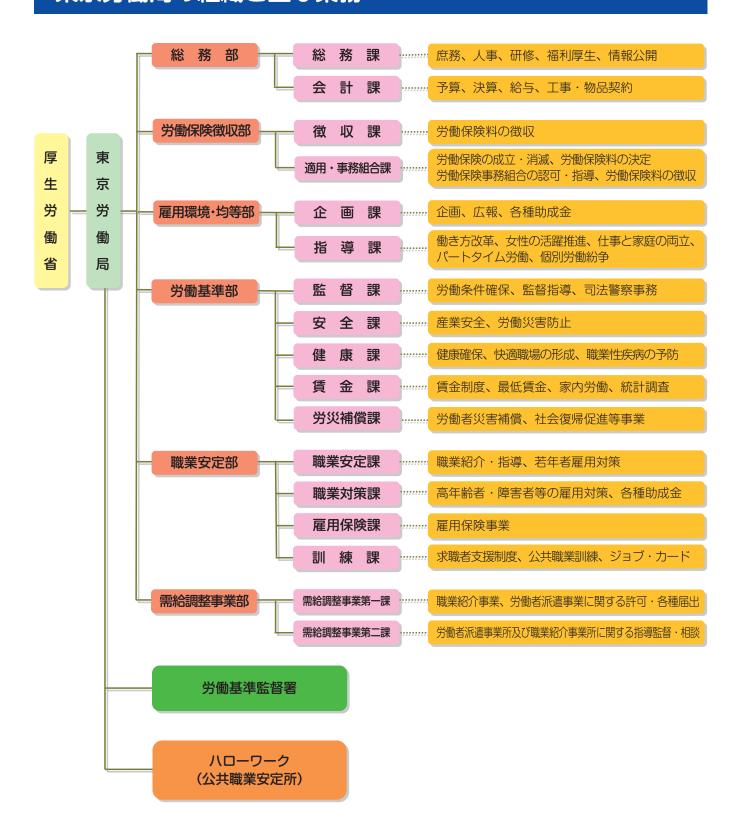
地方公共団体の提案に基づき、国(ハローワーク)が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う相談業務等を一体的に実施するもの。地域ごとに、地方公共団体主導で、ハローワークと一体になった様々な工夫を行っています。

地域雇用問題 連絡会議

国の雇用対策及びハローワークの事業等について、地方公共団体の理解を得るとともに、各地域における労働行政に対するニーズを把握し、地方公共団体と連携しつ実施する各種事業等を通して行政サービスの向上を図る会議です。

第1章 組織・業務について

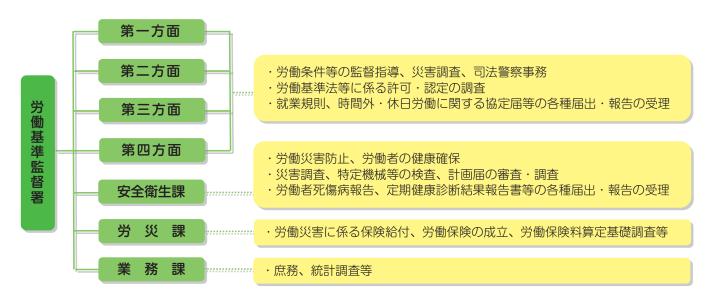
東京労働局の組織と主な業務



労働基準監督署の組織と主な業務

東京労働局の管内には18か所に労働基準監督署(支署)が設置されており、労働基準行政の第一線機関として、労働基準法を始め所管する法律に基づき、労働条件の確保・改善の指導、安全衛生の指導、労災保険の給付等の業務を一体的に実施しています。

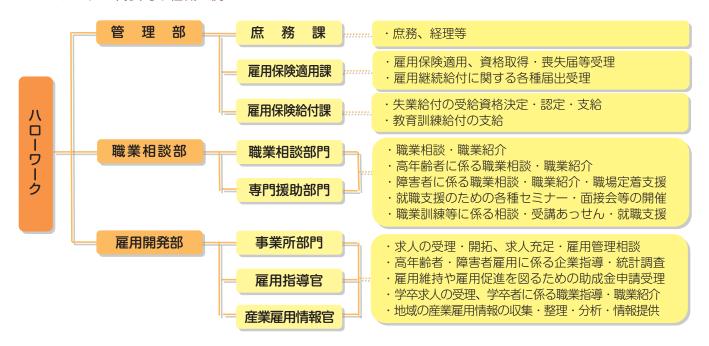
労働基準監督署の代表的な組織の例



ハローワーク(公共職業安定所)の組織と主な業務

東京労働局の管内には17か所にハローワーク(公共職業安定所)が設置されており、地域に密着した総合的雇用サービス機関として、全ての人々がその能力を最大限に発揮して働けるようにすること及び企業の労働力需要を満たし、産業・経済の発展に寄与することを目的として、職業紹介・雇用対策・雇用保険業務を一体的に実施しています。

ハローワークの代表的な組織の例



第2章 平成29年度の重点対策

I 雇用環境・均等担当部署における対策

雇用環境・均等部は、平成28年4月に設置された新たな組織で、行政分野の枠組みにとらわれない、総合的な労働行政の企画・実施を担当しています。

また、男女ともに働きやすい雇用環境を実現するため、「働き方改革」、「女性の活躍推進」等の施

策をワンパッケージで推進しています。

その他、パワハラや解雇等に関する相談、職場でのセクシュアルハラスメントや、妊娠・出産、育児休業、介護休業についての嫌がらせや不利益取扱いについての相談に対応し、労働紛争解決のための援助等も行っています。

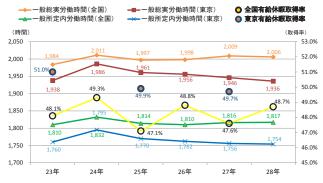
第1 働き方改革の推進等による適正な労働条件の整備

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現を図るため、これまでの働き方・休み方を見直し、効率的な働き方を進めていくため、関係部署からなる労働局長を本部長とした「働き方改革推進本部」の下で、各企業における働き方改革の取組を促します。

労働者の意欲や能力が発揮されるよう、生産性の向上を図り、残業時間の削減、年次有給休暇取得促進、テレワークや多様な正社員制度の導入等働き方・休み方の見直しに取り組むよう、管内の主要企業の経営トップ等に対する働きかけを強化します。

ワーク・ライフ・バランスの実現のための企業の取組に対しては、働き方・休み方改善コンサルタントによる支援を行います。また、働き方・休み方の見直しに取り組む中小企業事業主を支援するため、職場意識改善助成金の支給を行います。

年間労働時間・有給休暇取得率の推移



厚生労働省「毎月勤労統計調査」事業所規模30人以上 厚生労働省「就労条件総合調査」、東京都「中小企業の賃金事情」(調査は2年ごと) ※一般労働者とは、常用労働者のうち、パートタイム労働者ではない者をいう。

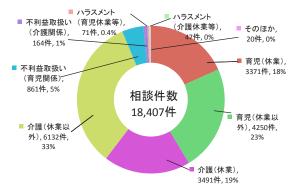
第2 仕事と家庭の両立支援対策の推進

子育てや介護といった家庭の状況から一定の期間・時間的制約を抱えている労働者について、仕事と家庭の両立支援が進むよう、育児・介護休業法の周知や指導、トラブル解決の援助を行うとともに、企業の自主的取組を支援します。

1 育児・介護休業法の周知・徹底等

平成29年1月から施行された改正育児・介護休業法について、有期契約労働者の育児休業等の取得要件の緩和や、介護休業の分割取得、子の看護休暇・介護休暇の半日取得など改正内容を引き続き周知するとともに、規定が未整備の事業所等に対する指導を行います。また、育児・介護休業法に定められた諸制度に関する企業と労働者の間のトラブルについて、紛争解決援助を行います。

平成28年度 育児・介護休業法関係相談内訳



東京労働局調べ(平成29年1月末現在)

2 両立支援に取り組む 事業主等に対する支援

社員が、仕事と育児・介護の両立支援に関する 制度を利用しやすいよう、職場環境の整備に取り 組む事業主を支援するため、両立支援等助成金の 支給を行います。

仕事と介護を両立できる職場環境の整備 促進のためのシンボルマーク 「トモニン」

トモニンを活用 して、企業の取組 をアピールするこ とができます。



次世代育成支援対策の推進

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、次世代育成支援 対策を推進します。

次世代育成支援対策推進法に基づき、従業員の 仕事と子育ての両立支援のための「一般事業主行 動計画」の策定及び、一定の基準を満たした企業 に対する「くるみん」、「プラチナくるみん」認定 の取得を促進します。各企業のニーズに合わせ、 行動計画作りから認定取得まで、きめ細かいアド バイスを行うとともに、マークの認知度向上も図 ります。



次世代法に係る認定企業数の推移 (計) 862社



東京労働局調べ

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保対策の推進

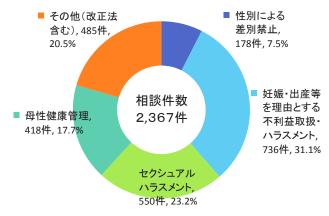
男女均等取扱のための指導等

職場における男女均等取扱や、妊娠・出産を理 由とする不利益取扱の禁止、職場におけるセクシュ アルハラスメント防止等男女雇用機会均等法が理 解され、法律が守られるよう、事業主への指導や、 法律に関する相談に対応します。

また、企業と労働者の間のトラブルについて、 紛争解決援助を行います。

さらに、就職を希望する学生、企業に対して、 男女雇用機会均等法に沿った採用選考が行われる ようルールの徹底を図ります。

平成28年度 男女雇用機会均等法関係相談内訳



東京労働局調べ(平成29年1月末現在)

2 女性の活躍促進のための支援

男女労働者間に事実上生じている格差の解消を 目指して企業が自主的かつ積極的に行う取組(ポ ジティブ・アクション)を促進するため、企業に 対するアドバイスを行います。

また、ポジティブ・アクションについて、他社

の模範となる取組を推進している企業の好事例の 周知等情報提供を行います。女性活躍推進法に基 づき、行動計画を策定し、取組を実施、目標を達 成した事業主に助成金(女性活躍加速化コース) の支給を行います。

第5 職業生活における女性の活躍の推進

女性が職業生活において活躍できるよう、女性活躍推進法に基づく事業主の取組を支援します。

平成28年4月から、労働者を常時301人以上雇用する企業に、女性の活躍推進に関する「一般事業主行動計画」の策定・届出、また「女性の活躍推進企業データベース」等による自社の活躍状況に関する情報や行動計画の公表が義務付けられています。

さらに、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良な企業は、申請及び審査により厚生労働大臣の認定マーク「えるぼし」を受けることができます。取組の進み具合により3段階があります。

女性活躍推進法認定マーク「えるぼし」



「L」には、Lady(女性)、Labour(働く、取り組む)、Lead(手本)などさまざまな意味があり、「円」は企業や社会を、「L」はエレガントに力強く働く女性をイメージしています。

一般事業主行動計画策定届出企業数

(平成29年2月末現在)

		301人以上企業 300人		300人以下企業	
		①企業数	②行動計画	③届出率	行動計画
		①止未致	届出企業数	(2/1)	届出企業数
全	玉	15,813 社	15,792 社	99.9%	2,523 社
東	京	4,635 社	4,634 社	100.0%	674 社

女性活躍推進法に係る認定企業数(えるぼし認定)

(平成29年2月末現在)

全 国		うち東京	
認定企業数	うち300人 以下企業	認定企業数	うち300人 以下企業
269 社	19 社	120 社	7 社

第6 パートタイム労働対策の推進

1 パートタイム労働法に基づく指導

パートタイム労働者の働きや貢献に応じた公正 な待遇の実現と、働く上での納得性を高めるため、 パートタイム労働法の内容について周知、相談対 応を行います。

企業において、パートタイム労働者の正社員転換推進の措置や、相談体制の整備、雇入れ時に労働条件の説明や明示が行われているかなどについて調査し、指導等を行います。

2 パートタイム労働者の雇用管理 改善に取り組む事業主への支援

正社員とのバランスのとれた待遇実現に向けて 取り組むための具体的な方法や、短時間正社員制 度の導入など、個々の企業の実態に応じたアドバ イスを行います。これらの支援にあたっては、パー トタイム労働者の雇用管理に役立つ様々なコンテ ンツを一元的に情報提供する「パート労働ポータ ルサイト」の活用を促進します。

短時間正社員制度キャラクター「ハーモとモニー」



「短時間正社員制度」は、育児・介護等と仕事を両立したい男女労働者、 決まった日時だけ働きたい入職者、定年後も働き続けたい高齢者、キャリア アップを目指すパートタイム労働者等、様々な人材に、勤務時間や勤務日数 をフルタイム正社員よりも短くしながら活躍してもらうための仕組みです。

第7 総合的ハラスメント対策の一体的実施

職場における妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等、職場におけるハラスメントに関しては、雇用環境・均等部において 一体的にその未然防止を図るとともに、相談への迅速な対応を行います。

1 妊娠・出産、育児休業、介護休業等 に関するハラスメントへの対応

妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントを防止する措置を事業主が講じるよう、関係法令の周知徹底を図るため、「全国ハラスメント撲滅キャラバン」を行います。

また、相談に当たっては、労働者の立場に配慮しつつ迅速・丁寧に対応を進めていくとともに、 法違反が疑われる事案を把握した場合には、事業 主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行い ます。

3 職場のパワーハラスメントの予防・ 解決に向けた環境整備

パンフレットやポスター、ポータルサイト「あかるい職場応援団」等を活用して、職場のパワーハラスメントの予防・解決に関する周知を図るとともに、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」の普及により、労使の具体的な取組の促進を図ります。

パワハラ裁判事例、他社の取組など パワハラ対策についての総合情報サイト あかるい職場応援団

2 職場におけるセクシュアルハラス メント対策の推進

企業に対しセクシュアルハラスメント対策の徹底を図るとともに、事後の適切な対応について指導を行います。

また、依然として労働者からの相談が多いこと を踏まえ、非正規雇用労働者も含め、全ての労働 者を対象としたセクシュアルハラスメント対策が 確実に講じられるよう助言・指導を実施します。



第8 総合労働相談の実施と個別労働関係紛争の解決の促進

都内20か所の総合労働相談コーナーにおいて、 労働問題に関するあらゆる分野の相談に対応し、 相談内容に応じて、法令・裁判例等の情報提供、 当事者間の自主的解決に向けたアドバイス、他の 処理機関に関する情報提供等のワンストップサー ビスを実施します。

相談の過程で個別労働紛争を把握した場合には、 相談者の意向及び紛争の実情等を踏まえて、必要 に応じて「労働局長による助言・指導」や「紛争 調整委員会によるあっせん」を実施して紛争の解 決を援助します。

総合労働相談件数及び個別労働紛争件数の推移(東京)



東京労働局調べ

第9 労働条件の確保・改善対策に向けた周知・啓発等

1 労働契約に関するルールの周知

労働契約に関する基本的なルールを定める労働契約法では、有期契約労働者に関し、無期労働契約への転換(第18条)(無期転換ルール)等が定められていますが、このルールについては、平成30年4月以降に本格的な運用開始が見込まれることから、各種講習会等を通じて、周知・啓発を行います。また、その際には、無期転換申込権発生を回避するための「雇止め」が防止されるよう併

2 学生アルバイトの労働条件の確保 に向けた取組

学生アルバイトの労働条件の確保に向けた取組について、リーフレット等を活用して、労働条件の明示といった労働基準関係法令やシフト勤務の設定等について学生や事業主に対する周知・啓発を行います。

また、学生から労働条件に関する相談があった場合には、事案に応じて的確な対応を行います。

せて周知・啓発を行います。

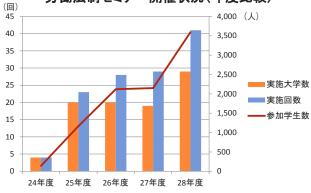
なお、定年後に有期労働契約で継続雇用される 高齢者等については、一定の要件の下、無期転換 ルールの特例措置が認められていますが、この措 置についても、各種説明会の中で、周知を図ります。





第10 労働法制の基礎知識の普及促進

労働法制セミナー開催状況(年度比較)



	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実施大学数	4	20	20	19	29
実施回数	4	23	28	29	41
参加学生数	142	1,166	2,120	2,150	3,592

これから社会に出る若者が、労働契約法や労働 基準法等の働くルールについて理解を深めること が、適切な職業選択と豊かな職業生活を送る上で 重要であるとともに、学生等の多くがアルバイト に従事している現状にあることから、大学・短大 等が学生の就職支援等を目的に開催する労働法の 基礎知識に関するセミナー等に、職員を講師とし て派遣します。



労働法制セミナー

Ⅱ 労働基準担当部署における対策

労働基準行政は、労働者の労働条件と安全と健康を守ることを基本的な使命とし、公正、適正で納得して働くことのできる環境整備のための取組に努めています。

東京労働局労働基準部及び管内18か所の労働基準監督署では、労働基準法、労働安全衛生法を始めとする法令の施行と労災補償の事務を所掌しています。

さらに、労働問題に関するあらゆる分野の相談にワンストップで対応することを目的に、雇用環境・均等部、管内18か所の労働基準監督署及び有楽町に総合労働相談コーナーを設置しています。

第1 長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底を 始めとした労働条件の確保

1 長時間労働の抑制・過重労働による 健康障害防止に係る監督指導等

働くことにより健康を損なうようなことはあってはならないものです。働く方々が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重な労働を排除していくとともに、疲労の蓄積を生じさせないようにするために、健康管理に係る措置を適切に実施することが重要です。

そのため、労働局の各部署と監督署間の連携を強化して、長時間労働の抑制を図り、過重労働による健康障害を防止するため、特に時間外・休日労働が1か月80時間を超えていると考えられる事業場や過重労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対して、引き続き監督指導を徹底します。

平成28年12月26日策定の「『過労死等ゼロ』緊急対策」を踏まえ、新たに示された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づいた労働時間の適正把握、適正な時間外労働協定の締結などの労働時間管理に関することや、長時間労働を行わせた場合における面接指導の実施等を含む健康管理に関することなどについて窓口指導なども徹底します。

過重労働等の撲滅に向けた対策を強化するために、当局に設置されている「過重労働撲滅特別対策班」(通称「かとく」)において、重大又は悪質な過労死等の過重労働事案に対する司法処分の取組も引き続き行います。また、繰り返し労働基準関係法令違反が認められるなど重大・悪質な事案に対しても、司法処分を含めて厳正に対処します。

労働基準監督官の主な仕事

◆申告・相談の受付

法定労働条件に関する相談や、勤務先が労働基準法などに違反している事実について行政指導を求める申告等を受け付けています。

◆監督指導

計画的に、あるいは、働く人からの申告等を契機として、労働基準法等の法律に 基づいて、労働基準監督官が事業場(工場や事務所等)に立ち入り、機械・設備や 帳簿等を検査して関係労働者の労働条件について確認を行います。その結果法違反 が認められた場合には、事業主等に対しその是正を指導します。また、危険性の高 い機械・設備等については、その場で使用停止を命じる行政処分を行います。

◆司法警察事務

度重なる指導にもかかわらず法違反の是正が行われない場合等重大悪質な事案 については、刑事事件として任意捜査や捜索・差押え、逮捕等の強制捜査を行い、 検察庁に送検します。



2 申告・相談等への対応

申告・相談者に対しては、懇切・丁寧に対応するとともに、賃金不払や解雇等の申告事案については、優先的に監督指導等を実施します。

また、解雇や雇止め等について、労働基準法等 に違反しない場合であっても、労使に労働契約法 や裁判例についての情報提供を行います。

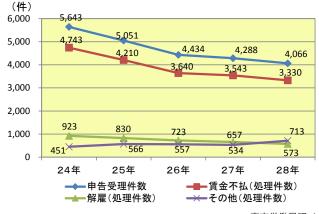
繰り返し申告がなされ、労働基準関係法令違反が認められる事業場に対しては、司法処分を含め 厳正に対処します。

長時間労働、賃金不払残業等に関する投書等の 情報については、その内容を精査した上で的確に 対応します。

3 未払賃金立替払制度の迅速かつ 適正な運用

企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の速やかな救済を図るため、不正受給防止にも 留意しつつ、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正 な運用を図ります。

申告受理件数の推移 (東京)



東京労働局調べ

未払賃金立替払件数の推移(東京)



東京労働局調べ

4 一般労働条件の確保・改善対策の 推進

(ア) 法定労働条件の履行確保

いかなる経営環境の下においても、全ての労働者に対し、労働基準法等で定める労働条件が確保されるよう、労働条件の書面による明示、就業規則の作成・届出や労働者への周知の徹底など基本的な労働条件の枠組みの整備とそれらに関する管理体制を確立させ、これを定着させる対策を推進します。

また、大量整理解雇、大型倒産等の情報の把握 に努め、法定労働条件の履行確保上の問題が懸念 される事案については、監督指導及び啓発指導を 行います。

(イ) 賃金不払残業の防止

賃金不払残業を起こすことがないよう、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を踏まえた、適正な労働時間管理の徹底を図ることを重点とした監督指導等を実施するとともに、「賃金不払残業総合対策要綱」に基づき総合的な対策を推進します。

5 特定分野における労働条件確保の 推進

自動車運転者、障害者、外国人労働者・技能実習生、介護労働者、派遣労働者、医療機関の労働者、パートタイムやアルバイト等の非正規労働者について、関係機関と連携の下、就労の特性や問題点に応じた指導、法令・基準の周知等を実施します。

6 「労災かくし」の排除に係る対策の 一層の推進

「労災かくし」の排除を期すため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、的確な監督指導等を実施し、その存在が明らかになった場合には、司法処分を含め厳正に対処します。

また、関係機関と連携し、「労災かくし」の疑い のある事案の把握及び調査を行います。

労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり 第2

安全・安心な首都東京の実現に向け、第12次東京労働局労働災害防止計画を推進しており、平 成29年度が最終年度となります。

計画の目標を達成するため、建設業及び第三次産業対策を始めとした労働災害防止対策、メンタ ルヘルス・健康確保対策等を一層積極的に推進します。

[基本目標]

- ・死亡災害:過去最少の53人を下回る
- ・休業4日以上の死傷災害:8,000人を下回る [小目標]
 - ・建設業における死亡災害:過去最少の20人を下 回る
 - ・行動災害(転倒、墜落・転落、腰痛)による死傷 災害:死傷災害全体に占める割合の減少
 - ・第三次産業における取組:小売業、飲食店、社会 福祉施設及びビルメンテナンス業のすべての事業 場で経営トップによる安全衛生方針の表明
 - ・メンタルヘルス対策の取組:安全衛生管理体制の 構築が必要なすべての事業場で対策に取り組む
 - ・熱中症による死傷災害:第11次防計画中の累計 と比較して20%以上減少



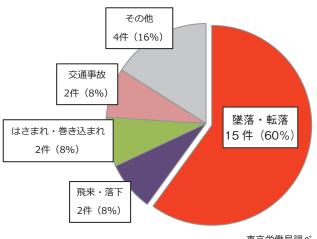
1 建設業における労働災害防止対策の 推進

建設業は、死亡災害全体の約45%を占め、年間 20人を超える方が亡くなっています。

そのうち、墜落・転落によるものが60%を占め ていることから、①足場の点検の実施など改正労 働安全衛生規則による墜落防止措置の徹底、②は しご等の適正な選定と使用、③低層住宅工事にお ける安全帯の使用と防網の設置について指導しま す。

また、建設需要が増加する中、技能労働者及び 現場管理職員の不足が顕在化しており、新規入職 者や新たに職長に就く者の増加が見込まれること から、雇入れ時教育や職長教育の確実な実施につ いて指導します。

平成28年 建設業における事故の型別 死亡災害発生状況



東京労働局調べ

第三次産業における 労働災害防止対策の推進

第三次産業は、休業4日以上の死傷災害の60% を占めています。

そのうち、約半数が小売業、飲食店及び社会福 祉施設で発生していることから、「働く人に安全で 安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、① 企業全体の労働災害発生状況の把握・分析、②経 営トップによる安全衛生方針の表明、③安全推進 者の選任、④店舗等で行う安全衛生活動の支援な ど、企業本社が主導する全社的な労働災害防止に 係る取組の促進を図ります。

また、第三次産業全体を対象に、業界団体と連 携した効果的な周知啓発を行い、「経営トップによ る安全衛生方針の表明」、「STOP!転倒災害プロ ジェクト」を始めとした事業場における自主的な 安全衛生活動の促進を図ります。



STOP! 転倒災害プロジェクト

転倒災害は、事故の型別で最も多く、休業4日以上の死傷災害の24%を占め、その割合が増加傾向にあります。

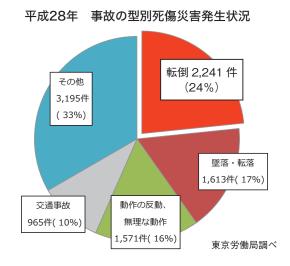
転倒災害の防止に当たっては設備的な改善とともに、労働者自身が安全意識を高め、労働災害防止活動に積極的に参加することが不可欠です。

特に、プロジェクトの重点取組期間(2月、6月)には、各事業場において、チェックリストを活用した総点検等を行い、職場環境の改善を図ってください。

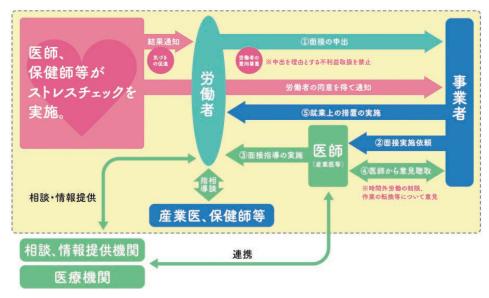
3 メンタルヘルス対策の推進

第12次東京労働局労働災害防止計画の目標の達成に向け、「メンタルヘルス指針」に基づき指導を行うとともに、労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の実施の徹底を図ります。

また、「過労死等ゼロ」緊急対策の一環として、 メンタルヘルス対策に係る指導の際に、「パワーハ ラスメント対策導入マニュアル」等を活用して取 組を進めるよう周知啓発を行います。



ストレスチェック 制度の流れ



4 化学物質対策の推進

発がん性に着目した化学物質規制が進んでいる中、事業場における化学物質管理については、法令の履行確保を図るとともに、リスクアセスメントを実施するなど自律的な取組が重要であることから、「ラベルでアクション」をキャッチフレーズとして、危険有害性情報の適切な伝達・提供から、リスクアセスメントの実施に基づく作業環境管理の改善につなげるための指導・周知を行います。

5 石綿対策の推進

建築物等の解体等の作業について、石綿による 健康障害を防止するため、法令の履行確保を図り ます。また、製造等の禁止前から引き続き使用さ れている既存の石綿含有製品の譲渡、提供等の禁 止について法令の徹底を図ります。

併せて、石綿業務に従事した離職者に対して、 健康管理手帳制度について周知を行います。





第3 最低賃金制度の適切な運営

最低賃金法の趣旨に沿った東京都の最低賃金の改正を図り、事業主や労働者の方々への最低賃金額の周知広報を行います。また、最低賃金の履行確保対策を推進し、併せて最低賃金引上げに向けた中小企業支援事業の周知に努めます。

最低賃金の名称	時間額(円)	効力発生日
東京都(地域別) 最低賃金	932	28.10.1

- ※特定(産業別)最低賃金について、平成28年度は改正されませんでしたので、すべての業種で東京都最低賃金932円が適用されます。
- ◇最低賃金には次の賃金は含まれません。
 - ・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - ・ 臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
 - ・1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
 - ・時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当
- ◇時間外労働又は深夜労働の場合は、割増率(25%以上)を含めた賃金(1,165円以上)の支払いが必要となります。



第4 迅速・適正な労災補償の実施

労災保険は、原則として労働者を使用するすべての事業場に適用され、業務上の災害又は通勤途上の災害による労働者の負傷・疾病・障害・死亡等に対して、被災労働者やその遺族のために必要な保険給付を行う制度です。

労働災害による被災労働者やその遺族からの療養や休業等の労災請求について、迅速・適正な処理を行います。

特に、脳・心臓疾患、精神障害、石綿関連疾患 を始めとする業務上疾病に係る労災請求について も、認定基準等に基づいた適正な処理を一層推進します。

なお、石綿関連疾患と認定した労働者が就労していた事業場に対しては、機会を捉えて、退職者等への制度の周知を依頼します。





■脳·心臓疾患請求件数 ■脳·心臓疾患認定件数 ■精神障害請求件数 ■精神障害認定件数

東京労働局調べ

石綿関連疾患*請求・認定件数(東京)



14

Ⅲ 職業安定担当部署における対策

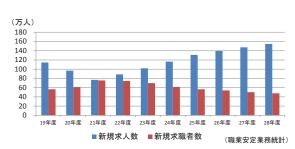
東京労働局では、雇用のセーフティネットとしての役割を担う17か所のハローワーク及び、「マザーズハローワーク」、「新卒応援ハローワーク」、「わかものハローワーク」等の専門施設に加え、区市町村と連携し設置運営している「ふるさとハ

ローワーク」等の地域密着型の施設において、職業の紹介や求人の受理を始め、雇用に関する各種の相談・援助等を通じて、多様化する求人・求職者ニーズに応えるべく、様々な観点からマッチングを促進する取組を実施しています。

都内ハローワーク就職者数と都内有効求人倍率^{※1}の推移



都内新規求人数と都内新規求職者数



第1 ハローワークのセーフティネットとしての機能の強化

雇用情勢が改善している昨今において、多様化する求人・求職者ニーズに応えるべく、ハローワークにおいてマッチング機能の更なる充実・強化に取り組みます。

1 就職を希望される方への支援

就職を希望される方に対しては、希望する求人 条件、保有資格、職業経験や就職活動上の課題等 を把握し、個々のニーズに応じたきめ細かい職業 相談・職業紹介を行っています。さらに、個別担 当者制による就職支援も実施しています。

また、早期に再就職ができるよう、応募書類の 書き方や面接の受け方等の就職支援セミナーを随 時開催しています。

さらに、ハローワーク庁舎内でのミニ面接会な ど、採用担当者と直接面接する機会を積極的に作っています。

なお、都内ハローワークでは、平日夜間開庁延 長や土曜開庁を実施し、サービス提供時間を大幅 に増やしています。

2 人材を求める事業主への支援

人材を求める事業主に対しては、求める人材ニーズの詳細な聞き取りだけでなく、具体的な仕事内容や職場環境をイメージしやすくするための画像情報の確保、事業主や採用担当者のコメント等、求人票以上の情報を収集し、早期採用に結び付ける工夫を行っています。

また、求人票の作成に当たっては求人内容の長所を引き出すとともに、求人内容の適法性、正確性の確認を徹底し、求職者が安心して応募できるよう、丁寧なコンサルティングを実施しています。

求人情報については、早期充足に向け、全国ネットワークを最大限に活かし、通勤圏のハローワーク と連携して、就職を希望される方のニーズに合う求 人情報提供を実施しています。

加えて、労働市場全体のマッチング機能を強化するため、ハローワークの求人情報及び求職情報を民間職業紹介事業者や地方公共団体に提供しています。

また、より多くの正社員就職の実現に向けて、各種助成金等も活用した正社員雇用の拡大に理解を求め、正社員求人の確保に努めています。

^{※1} 有効求人倍率 有効求人数を有効求職者数で除した数値(求人数÷求職者数=求人倍率)。有効求人倍率が1.0より高ければ有効求職者より有効求人の方が多いこととなる。

3 正社員転換・待遇改善等の推進

雇用情勢が着実に改善している機を捉え、東京における非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を加速させるため、平成28年3月30日に策定した「正社員転換・待遇改善実現プラン〜東京5か年計画」により、ハローワークにおける正社員希望者に対する就職支援を推進しています。

具体的には、「東京労働局・めざせ!今こそ正社員!プロジェクト」による正社員限定の就職面接会の積極的開催をはじめ、若者雇用促進法、働き方改革の推進、女性活躍推進法の周知広報等を実施しています。

また、同一労働同一賃金の実現に向けて、「非正 規雇用労働者待遇改善支援センター」を活用した 非正規雇用労働者の待遇改善を推進します。

5 人手不足分野における人材確保・ 就職支援と雇用管理改善(魅力ある職場づくり)

人材の確保のためには、「魅力ある職場づくり」 を進めることにより、採用と定着を促進させてい くことが重要です。しかし、職場に魅力がなけれ ば、労働者をなかなか採用できず、せっかく採用 した労働者も離職してしまうなど、定着しづらく なります。人手不足分野の求人充足を促進するた め、求人企業の潜在的な魅力を発信するとともに、 抱えている雇用管理上の課題について相談・援助 を行う取組が雇用管理改善であり、その積極的推 進に努めています。



保育の仕事ツアー型面接会風景

6 地方公共団体と一体となった 雇用対策の推進

東京都知事と厚生労働大臣との間で締結した「東京都雇用対策協定」に基づく東京都との連携や、 区市町村が実施する福祉・雇用対策等とも密接な 連携を図り、雇用対策の充実を図っています。

4 雇用関係助成金の活用による 企業の生産性向上

今年度、一部を除く雇用関係助成金において、 生産性の向上が図られた企業に対して助成額の割 増等を行う措置が付加されました。事業主に対し ては、助成金制度の積極的な活用を促すことによ り、企業の生産性向上の取組を支援します。



正社員限定就職面接会

(ア) 福祉分野を希望する求職者への就職支援

ハローワーク渋谷、池袋、足立、木場、八王子、立川に設置している「ハートフルワークコーナー」と各ハローワークが連携し、ツアー型面接会*2等就職面接会、セミナー等の各種イベントを積極的に開催し、福祉分野を希望する求職者への職業相談・職業紹介を行います。

(イ) 建設分野を希望する求職者への就職支援

業界団体との連携の下、未経験者を対象とした 企業説明会や現場見学会を開催し、建設業の実態 や魅力を広く発信するとともに、就職面接会を開 催し、求人・求職のマッチングに努めます。

具体的には東京都とハローワークによる、正社 員化の実現に取り組む企業等への経済的支援の実 施や、介護、看護、保育分野の専門施設とハロー ワークとの連携を強化し、人手不足分野での人材 確保の強化に努めています。

第2 子育て女性、ひとり親等に対する支援

マザーズハローワーク(渋谷・日暮里・立川)及び各ハローワークのマザーズコーナー*3において、子育て中の女性、ひとり親等に対する就職支援を行います。

^{※2} ツアー型面接会 求人事業所の見学と面接をセットにした就職面接会

^{※3} マザーズコーナー 都内7か所のハローワーク(品川※、大森、池袋、木場、八王子、町田、府中)に設置されたマザーズハローワークと同様の支援サービスを提供する窓口。 ※品川は平成29年度中に新規開設予定

マザーズハローワーク及びマザーズコーナーにおいては、キッズコーナーやベビーチェアの設置等により、子ども連れでも来所しやすい環境を整備しています。

また、「仕事と子育ての両立しやすい求人」の確保と、きめ細かな職業相談を実施するとともに、自治体との連携による保育所・子育て支援サービス等について、求職者の方へ情報提供を実施しています。







マザーズハローワーク相談風景

第3 新規学校卒業予定者、若年者に対する支援

若者雇用促進法の施行に伴い、新卒者募集時における職場情報提供の義務化、一定の労働関係法令違反の事業所等からの新卒求人の不受理について周知に努め、適切な職業選択の支援を行います。また、「ユースエール認定企業」*4「若者応援宣言事業」*5への参加勧奨に努め、中小企業と若者のマッチングの機会を提供するため、積極的に就職面接会の実施に努めます。

「新卒応援ハローワーク」や「わかものハローワーク」において、個別担当者制による就職支援 を行い、マッチングの促進を図ります。

1 新規高校卒業予定者への就職支援

各ハローワークの学卒ジョブサポーター等が学校の進路指導担当者と連携し、生徒の職業意識の形成を始め、求人情報提供、面接対策、事業所見学、職場定着支援まで幅広く支援します。



東京労働局職業安定部「新規学校卒業者の求人・求職・就職状況報告」

2 新規大学等卒業予定者への就職支援

東京・八王子新卒応援ハローワークを中心に大 学等と連携を図り、きめ細かい職業相談、職業紹 介を実施します。

また、就職面接会を積極的に開催し、企業と学生とのマッチングを支援します。





新規大学等卒業予定者就職面接会風景

3 わかものハローワークにおける 就職支援等

ハローワークでは「わかもの支援窓口」を設け、 個別担当者制による職業相談・職業紹介、セミナ ーを実施します。

また、都内3か所の「わかものハローワーク」(渋谷・新宿・日暮里)では、個別担当者制による職業相談・職業紹介、各種セミナー、適職診断、心理相談等を実施するとともに、共通の悩み等を抱える仲間とのセミナーやグループワークを内容とするジョブクラブ*6を実施します。最新情報をS

NS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) で提供します。





左: ジョブクラブによるグループワーク 右: 日暮里わかものハローワーク

- ※4 ユースエール認定企業 若者の採用・育成に積極的で、雇用管理の状況などが優良な中小企業として、若者雇用促進法 に基づく制度により厚生労働大臣に認定された企業。
- ※5 若者応援宣言事業 若者と地域の中小企業とのマッチングを進めるため、一定の労務管理体制が整備されており、若者を自社の正社員として採用すること及び長期的に育成することに積極的な中堅・中小企業が自社の若者育成の取組等の各種情報を公表する事業。
- ※6 ジョブクラブ 正社員を目指す若者を対象に就職活動の方法がわからないなど同じ悩みを抱える仲間とセミナーやグループワークを通じて前向きな就活を行うことができる就活応援塾。

III

第4 高年齢者に対する支援

高年齢者が意欲と能力がある限り年齢にかかわりなく働き続けることができる「生涯現役社会」の実現に向け、高年齢者の就労促進について啓発・援助を行います。また、高年齢者に対する再就職に向けた総合的な支援を行います。

1 企業に対する雇用管理指導援助

希望者全員65歳までの雇用確保を基盤としつ つ、高年齢者雇用安定法の義務を超え、年齢にか かわりなく働き続けることが可能な企業の普及・ 啓発に取り組みます。

なお、65歳までの雇用確保措置未実施企業に対しては、計画的かつ重点的な個別指導を実施し、すべての企業での制度実施を図ります。

また、高い就労意欲を有する高齢者が培ってきた知識と経験を活かし、社会の支え手としていきいきと活躍し続けることができるよう助言・支援・助成等の援助を行います。

2 高年齢求職者に対する就職支援

高年齢者の多様な就労ニーズに対応した、個別担当者制等によるきめ細かな職業相談・職業紹介を行います。また、地域の実情に沿った地域支援や再就職に役立つ短期の技能講習の受講を促進するとともに、事業主に対する雇入れに係る助成金

各種指標の推移(31人以上規模企業)



東京労働局職業安定部「高年齢者雇用状況報告(各年6月1日現在)」

制度を効果的に活用し、早期再就職を支援します。加えて、臨時的・短期的又は軽易な就業を希望

する高年齢者に対しては、東京都、シルバー人材センター連合と連携し、多様な就業機会の確保に努めます。

第5 障害者、難病・がん患者等に対する支援

障害者の法定雇用率^{※7} (民間企業では2.0%)を全ての企業が達成できるよう、特に障害者雇用が進んでいない中小企業に重点を置いた事業主指導・支援を展開します。

ハローワークが中心となり、地域の障害者就労支援機関等と連携したチーム支援を一層強化し、 個別の障害者の状況に応じたきめ細かな就職支援を行います。

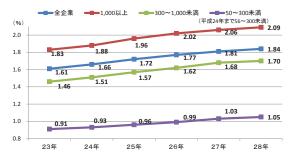
また、平成28年4月に改正された障害者雇用促進法の規定に基づく「雇用分野における障害者差別禁止・合理的配慮提供義務」の円滑な施行に引き続き努めます。

1 企業に対する指導・支援

法定雇用率達成指導については、大企業に対する指導を継続しつつ、中小企業に重点を置いた事業主指導・支援を実施します。

企業指導にあたっては、企業が抱える障害者雇用に対する課題等を的確に把握したうえで、企業の状況に応じた具体的な提案・援助型指導を実施し、障害特性に応じた雇用管理の理解促進、各種助成金の支給や地域の関係機関と連携した支援により、企業負担の軽減を図ります。

障害者の実雇用率の推移(企業規模別)



東京労働局職業安定部「障害者雇用状況報告」(各年6月1日現在)

^{※7} 法定雇用率 身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与える こととし、常用労働者の数に対する割合(障害者雇用率)を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、 それを保障するもの。【民間企業】一般の民間企業=法定雇用率2.0% 特殊法人等=2.3%【国及び地方公共団体】国、 地方公共団体=法定雇用率2.3% 都道府県等の教育委員会=法定雇用率2.2%

2 障害者に対する支援

個々の障害者の障害特性や就労ニーズに応じたきめ細かい職業相談・職業紹介を行います。

また、職業紹介部門と雇用指導官との連携による個別求人開拓、職域の開発等により企業と障害者の効果的なマッチングを図るとともに、地域の関係機関との連携によるチーム支援を一層推進し、就職を促進します。

精神障害者については、各ハローワークに配置 している精神障害者雇用トータルサポーターを活 用した職業カウンセリング等の専門的支援のほか、 企業への意識啓発や就職後の定着支援等の事業主 支援を効果的に実施します。

発達障害者等については、ハローワークに配置している就職支援ナビゲーター(発達障害者支援分)の活用や小集団方式のセミナー等によりコミュニケーション能力等の習得を目指すプログラムの実施、ジョブコーチ支援*8の活用により、就職を促進します。

3 難病・がん患者等に対する支援

難治性疾患患者については、ハローワークに配置している難病患者就職サポーターと東京都難病相談・支援センター等との連携強化、各種助成金の効果的活用等により、就職の促進を図ります。

がん等の長期にわたる治療等が必要な疾病を持つ求職者に対して、ハローワーク飯田橋において、がん診療連携拠点病院等との連携の下、出張相談や個々の患者の希望や治療状況を踏まえた職業相談・職業紹介などの就職支援、事業主向けセミナーなどを積極的に実施しています。

4 改正障害者雇用促進法の 円滑な施行のための取組の実施

雇用分野における障害者差別禁止及び合理的配慮提供義務の履行確保のため、平成28年4月に改正された改正障害者雇用促進法について、事業主及び障害者等に対する周知・啓発・助言・指導等を引き続き円滑に実施します。

第6 ハロートレーニング(公的職業訓練)の活用による支援

安定した就職に必要な知識・技能を習得できるよう、職業訓練の受講機会の確保に努めます。また、訓練受講者に対しては、訓練期間中から訓練修了後まで一貫した就職支援を行います。

1 ハロートレーニングの受講機会の 確保と積極的な就職支援

未経験の職種への就職を希望する方やこれまで 専門的な知識・技能を習得する機会が十分得られ なかった方に対しては、キャリアコンサルティン グを通じて、自らの適性の確認や職業生活の設計 を支援するとともに、安定的な就職の実現に向け たハロートレーニング(公的職業訓練)の受講機 会を積極的に提供していきます。

また、職業訓練を通じて身につけた知識・技能を活かした早期再就職が実現するよう、ハローワークが訓練期間中から訓練修了後まで個別担当者制による一貫した就職支援を行うとともに、経験者に準ずる者として訓練修了者を採用する求人企業の開拓に努め、積極的な求人の提案による職業紹介に努めます。



介護サービス科



機械加工科



⁸ ジョブコーチ支援 障害者に対する専門的かつ直接的な支援を必要としている事業主に対し、ジョブコーチが職場に出 向き、指導方法や作業内容、工程等の助言・指導を実施。

2 ジョブ・カードを活用した

就職支援

ハローワーク職員がジョブ・カード*9を就職支援ツールとして活用し、きめ細かな職業相談等が実施できるよう実践的な研修の充実に努めます。

また、個別支援を中心に、ジョブ・カードを活用した相談により訓練への適切な誘導を図るほか、訓練修了時に就職が未決定の者には、改めて訓練成果の情報をジョブ・カードに蓄積し、職業能力を発揮できるよう就職支援を行います。

第7 求職者個々の状況に応じた支援

求職者個々の状況に応じたきめ細かい支援を行います。

1 生活保護受給者等生活困窮者の 就労支援の推進

生活保護受給者等を含む生活困窮者の就労による自立を促進するため、区市町村の福祉事務所への巡回相談や、福祉事務所内等に設置されたハローワークの相談窓口において就労支援を実施する等、ハローワークと地方公共団体が一体となって推進します。

3 公正な採用選考の実施

応募者の人権に配慮した公正な採用選考が行われるよう、事業主や企業担当者に向けた研修会等を通じて広く啓発に努めるとともに、就職差別につながるおそれのある採用選考を行った事業所に対する指導を行います。

2 外国人雇用対策の推進

東京外国人雇用サービスセンター(対象:留学生等)と新宿外国人雇用支援·指導センター(対象:定住外国人)を中心に、外国人が能力を十分に発揮できるよう、きめ細かい職業相談・職業紹介を実施するとともに、事業主に対してセミナー等による適正雇用の指導・啓発を行います。

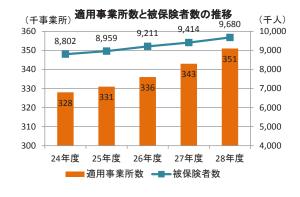


外国人留学生就職面接会

第8 雇用保険制度の適正な運営

雇用保険の適用基準に沿った加入促進を図るとともに、電子申請による届出処理の更なる利用促進に努めます。

雇用保険受給者に対しては、対面等による厳格な失業の認定により適正に給付を行うとともに、 再就職手当等を効果的に活用した早期の再就職を促進します。





※9 ジョブ・カード 個人のキャリアアップや、多様な人材の円滑な就職等を促進することを目的として、ジョブ・カード (「キャリア・プランシート」「職務経歴シート」「職業能力証明シート」にて構成)を、「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして、キャリアコンサルティング等の個人への相談支援のもと、求職活動、職業能力開発などの各場面において活用する制度をいう。

IV 需給調整事業担当部署における対策

東京労働局管内の労働者派遣事業所数は、19,467事業所、職業紹介事業所数は6,263事業所(平成29年1月末)となっており、また、派遣先、派遣労働者の約3割が東京に集中するなど、全国に占める比率も高く、需給調整事業部における指導監督業務が重要であるといえます。

このため、労働者派遣法や職業安定法の周知を 徹底するとともに、的確かつ厳正な指導監督を実施し、派遣労働者や求職者等労働者が安心・納得 して働くことができる環境の整備に努めています。

派遣労働者数







厚生労働省労働者派遣事業報告書集計(平成26年度)

労働者派遣事業所数及び職業紹介事業所数の推移 (東京)



東京労働局調べ(各年度末、28年度のみ1月末現在)

第1 法制度の周知

労働者派遣事業の適正な運営を確保するために、 派遣労働者、派遣元事業主、派遣先に対し、積極 的な周知、指導を図ります。

特に、派遣期間の制限、派遣労働者の雇用安定 措置、キャリアアップ措置、労働契約申込みなし 制度等について積極的な周知に取り組みます。

なお、職業紹介の機能強化や求人情報等の適正 化等を内容とする改正職業安定法について、積極 的に周知、広報に取り組み、円滑な施行に努めま す。



事業主向け法制度の周知

IV

第2 民間人材ビジネス等に対する厳正な指導監督

1 労働者派遣事業者に対する 指導監督の徹底

改正労働者派遣法の着実な履行確保に重点を置くとともに、悪質な違反を行った事業者や違反を繰り返す事業者、いわゆる偽装請負を行う事業者に対しては、行政処分、勧告・公表を含む厳正な指導監督を実施します。

また、違反が多発する業界に対しては、個別の 指導監督のほか、業界団体と連携した周知活動や 集団的な指導を効果的に実施します。

2 職業紹介事業者に対する 指導監督の徹底

労働条件の明示、取扱い職種の範囲等の明示、 帳簿書類の備付けなど適正な事業運営が行われて いるかを確認するとともに、不適正な手数料徴収 や賃金の間接払い等について指導監督を徹底し、 違法事案に対しては厳正に対応します。

平成28年度 指導監督実施件数

種別	実施事業所件数	是正指導率
労働者派遣事業(対前年同期比)	1,642件(13.6%増)	61.5%(16.5P減)
職業紹介事業(対前年同期比)	617件(18.4%増)	22.0% (6.9P減)

東京労働局調べ(平成29年1月末現在)

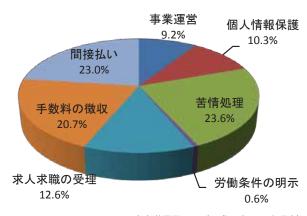
第3 労働者からの申告・苦情相談への迅速かつ適切な対応

派遣労働者等からの申告・苦情相談については、最優先事案として、正確な内容の把握に努めるとともに、迅速かつ適切に対応します

労働者派遣事業に係る労働者からの苦情・相談の内訳



職業紹介事業に係る労働者からの苦情・相談の内訳



東京労働局調べ(平成29年1月末現在)

第4 許可申請・届出の迅速な処理

労働者派遣事業、職業紹介事業の許可申請、届 出の処理に当たっては、本社機能が集中している 東京労働局における処理の重要性が高いことを十 分認識し、迅速な処理を行います。

特に、経過措置期限である平成30年9月29日に向けて、旧特定労働者派遣事業から許可制へ移行する事業主からの申請が大幅に増加することが想定されることから、早期の許可申請の勧奨を行うとともに迅速な審査業務に努めます。



V 労働保険適用徴収担当部署における対策

労働保険料は、労災保険と雇用保険の給付等に 必要な、大切な財源です。

セーフティネットの財源確保のため、労働保険 の未手続事業一掃対策の推進、労働保険料等の適 正徴収、労働保険事務組合に対する指導等の事項 に重点的に取り組むこととし、特に最重要課題として、①労働者を雇用する全ての事業主の労働保険への加入、②労働保険料の確実な納付に取り組みます。

第1 労働保険の未手続事業一掃対策の推進

労働者を一人でも雇用していれば、労働保険(労災保険+雇用保険)に加入する必要があります。 東京労働局においては、平成28年度から「第5次労働保険未手続事業一掃対策2か年計画」に 基づき労働保険の未手続事業の一掃対策を推進しています。

1 未手続事業の把握、加入促進

厚生労働省、労働局の他の部局、監督署及びハローワークからの情報や関係行政機関との通報制度等も活用した未手続事業の的確な把握を行うとともに、労働保険加入促進事業に係る受託団体と

連携し、積極的な加入勧奨を行います。

また、度重なる手続指導にも関わらず成立手続 を行わない事業に対する職権成立及び職権による 労働保険料の算定を行います。

労働保険加入事業場数の推移(東京労働局管内)



未手続事業一掃対策の推進状況(東京労働局管内)



※ 把握した未手続事業に対し、加入勧奨により成立手続を行った事業場及び成立手続を行わなかったため職権成立を行った事業場の総数。

東京労働局調べ

2 労働保険制度の周知広報

未手続事業の解消に当たっては、事業主や起業を予定している方に対して労働保険制度を周知し、 自主的に成立手続をとっていただくことが大切で す。

このため、11月を「労働保険適用促進強化期間」 と位置付け、広報活動を集中的に展開します。

また、労働保険関係手続に関する英語及び中国語のパンフレットを東京労働局ホームページや窓口に用意し、外国人事業主に対する周知を図っています。

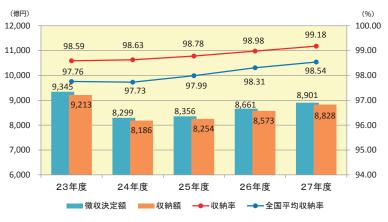


第2 労働保険料等の適正徴収

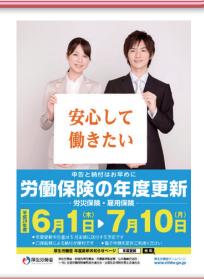
年度更新の申告書受理・相談コーナーを始め、各種説明会、労働保険料等に係る立入検査等の機会を通じ、労働保険制度の周知・指導を推進します。

また、口座振替納付の利用勧奨、滞納事業場に対する納付督励・滞納処分、労働保険料算定基礎 調査、電子申請の利用促進等を着実に実施します。

労働保険料徴収決定額・収納額と収納率の推移(東京労働局管内)



厚生労働省 労働保険の適用徴収状況 (年報)



第3 労働保険事務組合に対する指導等

労働保険事務組合(以下「事務組合」といいます。)は、労働保険の加入促進や労働保険料の適 正徴収に大きな役割を果たしています。

その事務組合に対する監査・指導・研修等を実施し、事務組合制度の信頼性を確保します。

事務組合とは、厚生労働大臣の認可を受けて、 中小事業主に代わり、労働保険の加入手続きや保 険料の申告・納付手続き、その他雇用保険の各種 手続き等を行う制度です。

事務組合が、法令等に則り適正に運営されるよう、計画的に監査を実施するとともに、必要に応

じ指導や研修会を実施し、制度の信頼性を確保していきます。

また、事務組合に委託した場合は、一定の条件の下に中小事業主等が労災保険に任意加入することができる特別加入制度について周知を行い、利用促進を図ります。

平成27年度末 事務組合の委託事業場割合 (東京労働局管内)

(適用事業場数 424.874事業場)

(個別事業場 事務組合委託事業場 (39.2%)
258,237 166,637

厚生労働省 労働保険の適用徴収状況(年報)



事務組合担当者研修会

労災保険特別加入制度に加入できる方の範囲

- ◆中小事業主等(第一種特別加入者)
- 一定規模の数の労働者を常時雇用する事業主及び事業主の家族従事者や、事業主以外の役員等
- ◆一人親方及び特定作業従事者(第二種特別加入者)
 - ・個人タクシー業者や建設の事業等、労働者を使用しないで事業を行う自営業者【一人親方】
 - ・一定規模の農作業従事者や危険度の高い家内労働者、介護従事者、労働組合等常勤役員等【特定作業従事者】
- ◆海外派遣者 (第三種特別加入者)

日本国内の事業主から、海外で行われる事業場に労働者として派遣される人や、開発途上地域に対する技術協力の実施の事業を行う団体から、開発途上地域で行われている事業に派遣される人

第3章 窓口のご案内

労働局の相談窓口のご案内

- ◆解雇・賃金不払等の労働条件に関する相談
- ◆労災保険に関する相談
- ◆労災年金受給者の年金・介護に関する相談
- ◆就業規則の作成・変更等についての相談
- ◆職場の安全衛生・健康管理に関する相談
- ◆労働時間に関する相談

労働基準監督署

- ◆求人・求職の相談
- ◆求職者のための失業等給付に関する相談
- ◆職業訓練に関する相談
- ◆育児休業給付・介護休業給付についての相談
- ◆雇用の維持・促進のための各種助成金等についての相談
- ◆高年齢雇用継続給付についての相談
- ◆高年齢者・障害者・外国人等の雇用管理に関する相談
- ◆障害者に対する差別・合理的配慮義務・虐待等に関する相談

◆仕事と子育てを両立させたい方の求職相談

- マザーズハローワーク (東京・日暮里・立川)
- ◆若年者の就職に関する相談
- ◆外国人労働者の就職に関する相談
- ◆学生及び既卒者の就職に関する相談
- ◆助成金制度、支給申請等に関する相談

ハローワーク

わかものハローワーク (東京・新宿・日暮里) ハローワーク飯田橋 U-35

東京外国人雇用サービスセンター 新宿外国人雇用支援・指導センター

東京新卒応援ハローワーク 八王子新卒応援ハローワーク

ハローワーク助成金事務センター

- ◆外国人のための英語・中国語・タガログ語・ベトナム語による労働条件の相談
- 労働局労働基準部監督課

◆賃金制度の整備・改善に関する相談

労働局労働基準部賃金課 賃金相談コーナー

労働局雇用環境・均等部

- ◆働き方改革に関する相談
- ◆職場における男女の均等な取扱に関する相談
- ◆妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱に関する相談
- ◆職場におけるセクシュアルハラスメントに関する相談
- ◆母性健康管理に関する相談
- ◆育児・介護休業等に関する相談
- ◆パートタイム労働法に関する相談
- ◆解雇、雇止め、退職勧奨、労働条件の不利益変更、募集・採用、いじめ・嫌が らせ等労働に関するあらゆる分野の相談
- ◆助成金制度、支給申請等に関する相談
- ◆有料・無料職業紹介事業、労働者供給事業に関する相談
- ◆労働者派遣事業に関する相談
- ◆労働者派遣に係る就労条件に関する相談

労働局需給調整事業部

◆行政文書・行政機関の保有する個人情報の開示請求

労働局総務部総務課

※ 各窓口の所在地・電話番号等は 28 ページ以降をご参照ください。

主な助成金・給付金制度のご案内

労働局、労働基準監督署、ハローワーク(公共職業安定所)ではさまざまな種類の助成金・給付金を扱っています。 各窓口の所在地・電話番号等は28ページ以降をご参照ください。

職業安定行政の主な助成金・給付金(詳細については、冊子「雇用の安定のために」をご覧ください。)

雇用調整助成金

景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者の雇用維持を図る事業主に助成されます。

労働移動支援助成金

事業規模縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間職業紹介事業者に 委託等をして行う事業主、または、当該労働者を雇入れ、訓練を行う事業主に助成されます。

特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等の特に就職が困難な者、65歳以上の離職者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に助成されます。

トライアル雇用助成金

職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークまたは民間の紹介により一定期間試行雇用を行う事業主に助成されます。

人材開発支援助成金

正規労働者等に対して職業訓練等の実施、人材育成に係る制度の導入と実施をした事業主に助成されます。

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の正規雇用転換、処遇改善等を行う事業主に助成されます。

職場定着支援助成金

雇用管理制度の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に助成されます。

建設労働者確保育成助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う建設事業主に助成されます。

お問合せ先・・・各ハローワークまたは、ハローワーク助成金事務センター

雇用関連助成金の詳細は、東京労働局ホームページでもご案内しています。http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/

労働基準行政の主な助成金・給付金

未払賃金立替払制度

未払賃金の立替払制度は、企業が「倒産」したために、賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、その未払賃金の一定範囲について独立行政法人労働者健康福祉機構が事業主に代わって支払う制度です。

お問合せ先・・・各労働基準監督署、労働局労働基準部監督課

受動喫煙防止対策助成金

事業場の室内等において労働者の受動喫煙を防止するために喫煙室等を設置する中小企業事業主に助成されます。

お問合せ先・・・労働局労働基準部健康課

雇用環境・均等行政の主な助成金・給付金

出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業を取得しやすい取組を行い、男性労働者に一定の育児休業をさせた事業主に助成されます。

介護離職防止支援コース

労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に助成されます。

育児休業等支援コース(中小企業対象)

育児休業取得者の復職等、仕事と家庭の両立支援に取り組む中小企業事業主に助成されます。

再雇用者評価処遇コース

妊娠、出産、育児、介護による退職者が復職、勤務経験を適切に評価され、配置・処遇される再雇用制度を導入し、6か月以上再雇用した事業主に助成されます。

女性活躍加速化コース

女性活躍推進法に基づき、行動計画を策定し、取組を実施し、目標を達成した事業主に助成されます。

職場意識改善助成金(中小企業対象)

職場意識改善に係る計画を作成し、計画に基づく措置を効果的に実施し、労働時間の短縮等を達成した中小企業事業主に助成されます。

業務改善助成金(中小企業対象)

雇入れ後6月を経過した労働者の時間当たり賃金額を所定労働時間の短縮または所定労働日数の減少を伴わずに引き上げ(3 コースの賃金引上額から選択)、就業規則等により引上げ後の賃金額を下限賃金額とすることを定めた事業主に助成されます。

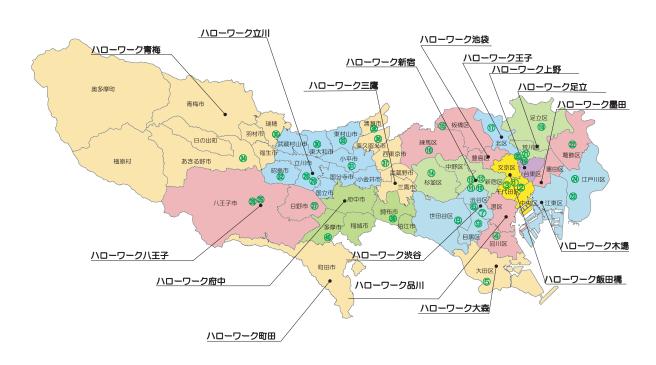
お問合せ先・・・労働局雇用環境・均等部企画課(助成金担当)

労働基準監督署・ハローワーク管轄区域 MAP

労働基準監督署



ハローワーク -



※ ○数字はハローワークの附属施設の所在地です。P29,30の一覧に対応しています。

労働基準監督署一覧 平成 29 年 4 月現在

署名	所在地	Tol	Fax	管轄区域
	〒112-8573 文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎6·7階	総合労働相談コーナー 03 (6866) 0008	03 (3818) 8411	日報とは 千代田区・中央区・文京区・大島町・八丈町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・御蔵島村・青ヶ島村 ※ 小笠原村は、小笠原総合事務所(父島字東町152) Tel. 04998-2-2102 Fax. 04998-2-3357
②上野	〒110-0008 台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎7階	方面 03 (6872) 1230 安衛 03 (6872) 1315 労災 03 (6872) 1316 総合労働相談コーナー 03 (6872) 1144		台東区
⊚ ≡⊞	〒108-0014 港区芝5-35-2 安全衛生総合会館3階	対策		港区
4 =111	〒141-0021 品川区上大崎3-13-26	方面 03 (3443) 5742 安衛 03 (3443) 5743 労災 03 (3443) 5744 総合労働相談コーナー 03 (6681) 1521		品川区・目黒区
€大⊞	〒144-8606 大田区蒲田5-40-3 月村ビル8・9階	方面 03 (3732) 0174 安衛 03 (3732) 0175 労災 03 (3732) 0173 総合労働相談コーナー 03 (6842) 2143	03 (3730) 9575	大田区
❻渋谷	〒150-0041 渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎5・6階	分炎 03 (3780) 6507	03 (3780) 6595	渋谷区・世田谷区
分 新宿	〒169-0073 新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎4・5階	総合労働相談コーナー 03 (6863) 4460		新宿区・中野区・杉並区
❸池袋	〒171-8502 豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎 1 階	総合労働相談コーナー 03 (6871) 6537	03 (3590) 6532	豊島区・板橋区・練馬区
⊙ 王子	〒115-0045 北区赤羽2-8-5	方面 03 (6679) 0183 安衛 03 (6679) 0186 労災 03 (6679) 0226 総合労働相談コーナー 03 (6679) 0133		北区
◐足立	〒120-0026 足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎4階	方面 03 (3882) 1188 安衛 03 (3882) 1190 労災 03 (3882) 1189 総合労働相談コーナー 03 (6684) 4573		足立区・荒川区
① 向島	〒131-0032 墨田区東向島4-33-13	粉合労働相談コーナー 03 (5630) 1043		墨田区・葛飾区
❷亀戸	〒136-8513 江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ8階	方面 03 (3637) 8130 安衛 03 (3637) 8131 労災 03 (3637) 8132 総合労働相談コーナー 03 (6849) 4503	03 (3685) 5218	江東区
	〒134-0091 江戸川区船堀2-4-11	総合労働相談コーナー 03 (6681) 8125	03 (5667) 1531	江戸川区
❶八王子	〒192-0046 八王子市明神町3-8-10	方面 042 (680) 8752 安衛 042 (680) 8785 労災 042 (680) 8923 総合労働相談コーナー 042 (680) 8081	042 (646) 1524	八王子市・日野市・多摩市・稲城市
€立川	〒190-8516 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎3階	方面 042 (523) 4472 安衛 042 (523) 4473 労災 042 (523) 4474 総合労働相談コーナー 042 (846) 4821	042 (522) 0565	立川市・昭島市・府中市・小金井市・東村山市・小平市・国分寺市・国立市・東大和市・武蔵村山市
❻青梅	〒198-0042 青梅市東青梅2-6-2	監督 0428 (28) 0058 安衛 0428 (28) 0331 労災 0428 (28) 0392 総合労働相談コーナー 0428 (28) 0854	0428 (23) 4330	青梅市・福生市・あきる野市・羽村市・西多摩郡
●三鷹	〒180-8518 武蔵野市御殿山1-1-3 クリスタルバークビル3階	方面 0422 (67) 0651 安衛 0422 (67) 1502 労災 0422 (67) 3422 総合労働相談コーナー 0422 (67) 6340	0422 (46) 1214	武蔵野市・三鷹市・調布市・西東京市・狛江市・清瀬市・東久留米市
® #J#	〒194-0022 町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎2階	監督 042 (718) 8610 安衛 042 (718) 9134 労災 042 (718) 8592 総合労働相談コーナー 042 (718) 8342	042 (724) 0071	町田市

^{*}町田は八王子署の支署です。※各監督署の地図は東京労働局ホームページからご覧いただけます。[http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/]

総合労働相談コーナー(労働基準監督署内に設置しているコーナーについては、上段をご覧ください。)

有楽町総合労働相談コーナー	〒 100-0006 千代田区有楽町 2-10-1 東京交通会館 3 階	Tel. 03 (5288) 8500 Fax. 03 (5288) 8501	●解雇、雇止め、労働条件、募集、採用、いじめ・嫌がらせ等を含めた労働問題に関するあらゆる分野の相談を、専門の相談員が面談あるいは電話で受け付けます。
東京労働局総合労働相談コーナー	〒 102-8305 千代田区九段南 1-2-1 九段第3合同庁舎 14 階	Tel. 03 (3512) 1608 Fax. 03 (3512) 1553	●労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会によるあっせん制度により、 問題の早期解決を支援します。

[※]総合労働相談はフリーダイヤル [0120-601-556] でもご利用可能です。(都内の一般電話から通話できます。)通話は有楽町総合労働相談コーナーにつながります。

ハローワーク(公共職業安定所)一覧

新田藤		(公共職業安定		T . 1 (/lb) . 5	Mr. to C. La	→ Til mo+ee
● 会社		小名	所在地	Tel(代)·Fax	管轄区域	ご利用時間
TOO DOTS	● 飯田橋		文京区後楽1-9-20		町・利島村・新島村・神津島村・三宅村・ 御蔵島村・青ヶ島村 ※小笠原村は、小笠原総合事務所(父島字 東町152)	平日 (火·水·金) 8時30分~17時15分 土曜日 (第1·第3) 10時~17時
THE SECTION 1			千代田区飯田橋3-10-3		●35歳未満の若年求職者の就職に関する	第3土曜日9時~17時
14 15 17 17 17 17 17 17 18 18			千代田区飯田橋3-10-3	Tel.03 (5211) 2360 Fax.03 (5211) 2364		
上野			〒112-8577			土・日・祝日休み
● 会団	2 上野				台東区	平日 (月·水·木) 8時30分~17時15分 土曜日 (第2·第4) 10時~17時 上記以外の土・日・祝日休み
おおいに対象性とクー 日本の日本学の	3 品川		港区芝5-35-3		港区・品川区	平日 (火·水·金) 8時30分~17時15分 土曜日 (第1·第3) 10時~17時
大地大の大きを持ちて	④品川区就業・	センター	品川区西品川1-28-3	Fax.03 (5498) 6354		土・日・祝日休み
新田田P-975寸 新田田Pに小幅	④ 大森				大田区	土・日・祝日休み
● 治療・	⑤蒲田ワークご	プラザ	大田区蒲田5-15-8			平日 (月・水・木) 9時~17時 土曜日 (第2・第4) 10時~17時 上記以外の土・日・祝日休み
1 日	⑤ 渋谷		渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎		渋谷区・世田谷区・目黒区	平日 (月·水·木) 8時30分~17時15分 土曜日 (第2·第4) 10時~17時
1		ク東京	渋谷区渋谷1-13-7 ヒューリック渋谷ビル3階			
### 1989/1798			渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー8階			
□			世田谷区太子堂2-16-7 世田谷産業 プラザ2階 三茶おしごとカフェ内 (三軒茶屋就労支援センター内)		(世田谷区ふるさとハローワーク)	
● 新名医療機能型と42-10			目黒区上目黒2-19-15		(目黒区ふるさとハローワーク)	
● 新宿					新宿区・中野区・杉並区	
東京新名の選 大田の第一年会世以21階	6 新宿	西新宿	〒163-1523 新宿区西新宿1-6-1	雇用保険給付課 Tel.03 (5325) 9580	Tel. 03 (5325) 9593 Fax. 03 (3345) 6059	平日(月・木)8時30分~19時 平日(火・水・金)8時30分~17時15分 土曜日(第1・第3)10時~17時 上記以外の土・日・祝日休み
Tel. 33 (5349) 820 接換を介金空機			新宿区西新宿2-7-1		卒業される方及び概ね卒業後3年以内の既	土曜日 (第1·第3) 10時~17時
サービスセンター 竹田の田 18 18 18 18 18 18 18 1	ハローワー	ク	新宿区百人町4-4-1		求職者サービス施設は上記の東京新卒応	
サービスセンター 新宿区面人町4-4-1			新宿区西新宿2-7-1			
日本 1.03 (3.204) 8019	サービスセ	ンター	新宿区百人町4-4-1		求職者サービス施設は上記の東京外国人	
「日・1.03 (5929) 8609 日・1.03 (5921) 8609 日・1			新宿区歌舞伎町2-42-10		制限のない在留資格の方・アルバイトを希	
でシター お並区就等を表しまします。 Fax、03 (3988) 3581			新宿区西新宿1-7-1 松岡セントラルビル9階			
● 治療		支援	杉並区荻窪5-15-13 あんさんぶる荻窪4階	Fax.03 (3398) 3581		土・日・祝日休み
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##		本庁舎			豊島区・板橋区・練馬区	土・日・祝日休み
プラザ成増 板橋区成増3-13-1 アリエス2階 Fax.03 (5968) 8606 土・日・祝日休み 〒177-0041 探馬区石神井町2-14-1 Tel.03 (3904) 8609 Fax.03 (3997) 1009 (練馬区ふるさとハローワーク) 平日 9時~17時 土・日・祝日休み で日 9時~17時 114-0002 北区王子6-1-17 下自x.03 (5390) 8609 Fax.03 (5390) 0175 北区 でおり では、第3 10時~17時 上記以外の土・日・祝日休み で日 9時~17時 土・日・祝日休み で日 9時~17時 土・日・祝日休み で日 9年~17時 土・日・祝日休み で日 (火・金) 8時30分~17時1・五年~17時 1日・水・木)8時30分~17時 1日・ボ・木)8時30分~17時1・五年~17日・オ・木)8時30分~17時1・五年~17日・オ・木)8時30分~17時1・五年~17日・オ・木)8時30分~17時1・五年~17日・オ・木)8時30分~17時1・五年~17日・オ・木)8時30分~17時1・五年~17日・オ・木)8時30分~17時1・五年~17日・オ・木)8時30分~17時1・五年~17日・オ・オ・オ・オ・オ・オ・オ・オ・オ・オ・オ・オ・オ・オ・オ・オ・オ・オ・オ			豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60 3階	Tel.03 (5958) 8609 Fax.03 (3987) 5365	Tel. 03 (5911) 8609	平日(月・水・木)8時30分~17時15分 土曜日(第2・第4)10時~17時 上記以外の土・日・祝日休み
(銀馬区石神井町2-14-1		7	板橋区成増3-13-1 アリエス2階			
● 王子			練馬区石神井町2-14-1 石神井公園ピアレスA棟2階		(練馬区ふるさとハローワーク)	土・日・祝日休み
しごとコーナー 北区赤羽1.1-38 赤羽区民事務所 Fax.03 (5993) 0080 はにあるさとパローシー	③ 王子				北区	平日 (火·水·金) 8時30分~17時15分 土曜日 (第1·第3) 10時~17時
● 足立					(北区ふるさとハローワーク)	平日 9時〜17時 土・日・祝日休み
	 ③ 足立		足立区千住1-4-1		足立区・荒川区	平日 (月・水・木) 8時30分~17時15分

	所名	所在地	Tel(代)·Fax	管轄区域	ご利用時間
	®あだち ワークセンター	〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所北館2階	Tel.03 (3880) 0957 Fax.03 (5845) 2871	6702-%	平日 8時30分~17時 土・日・祝日休み
	®JOBコーナー 町屋	〒116-0002 荒川区荒川7-50-9 センターまちや3階 ムーブ町屋内	Tel.03 (3819) 7771 Fax.03 (3819) 7766	(荒川区ふるさとハローワーク)	平日 10時~18時 土・日・祝日休み
	②マザーズハローワーク日暮里	〒116-0013 荒川区西日暮里2-29-3 日清ビル5階	Tel.03 (5850) 8611	●仕事と子育ての両立をめざす方等の就職 支援等	平日 10時~18時 土・日・祝日休み
	の日暮里わかもの ハローワーク	〒116-0013 荒川区西日暮里2-29-3 日清ビル7階	Tel.03 (5850) 8609	●正規雇用をめざす若年求職者の就職に関する職業相談、紹介、求人情報提供	平日 10時〜18時 土・日・祝日休み
Φ	墨田	〒130-8609 墨田区江東橋2-19-12	Tel.03 (5669) 8609 Fax.03 (5600) 6276	墨田区・葛飾区	平日 (月・木) 8 時30分~19時 平日 (火・水・金) 8時30分~17時15分 土曜日 (第1・第3) 10時~17時 上記以外の土・日・祝日休み
	②かつしか ワークプラザ	〒124-0003 葛飾区お花茶屋1-19-18 ダイアパレ スステーションプラザお花茶屋2階	Tel.03 (3604) 8609 Fax.03 (3604) 8622		平日 9時~17時 土・日・祝日休み
0	木場	〒135-8609 江東区木場2-13-19	Tel.03 (3643) 8609 Fax.03 (5245) 5080	江東区・江戸川区	平日 8時30分~17時15分 土・日・祝日休み
	②船堀 ワークプラザ	〒134-0091 江戸川区船堀3-7-17 第5トヨダビル6階	Tel.03 (5659) 8609 Fax.03 (5659) 8614		平日 (火・金) 9時~19時 平日 (月・水・木) 9時~17時 土曜日 (第2・第4) 10時~17時 上記以外の土・日・祝日休み
	図ほっとワーク えどがわ	〒132-8501 江戸川区中央1-4-1 江戸川区役所東棟1階	Tel.03 (5662) 0359 Fax.03 (5661) 2505		平日 9時~17時 土・日・祝日休み
®	八王子	〒192-0904 八王子市子安町1-13-1	Tel.042 (648) 8609 Fax.042 (648) 8613	八王子市・日野市	平日 (火・金) 8時30分~19時 平日 (月・水・木) 8時30分~17時15分 土曜日 (第2・第4) 10時~17時 上記以外の土・日・祝日休み
	⑤八王子 しごと情報館	〒192-0083 八王子市旭町10-2 八王子TCビル3階	Tel.042 (656) 4788		平日 9時~17時 土・日・祝日休み
	⑩八王子新卒応援 ハローワーク	〒192-0083 八王子市旭町10-2 八王子TCビル6階	Tel.042 (631) 9505 Fax.042 (680) 8515	●大学(院)・短大・高専・専修学校等を 卒業される方及び概ね卒業後3年以内の既 卒者の就職支援	平日 10時~18時 土・日・祝日休み
	②ナイスワーク高幡	〒191-0031 日野市高幡1011番地 日野市立福祉支援センター2階	Tel.042 (593) 5991 Fax.042 (593) 5995	(日野市ふるさとハローワーク)	平日 9時〜17時 土・日・祝日休み
®	立川	〒190-8609 立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎1~3階	Tel.042 (525) 8609 Fax.042 (524) 3013	立川市・国立市・小金井市・昭島市・小平 市・東村山市・国分寺市・東大和市・武蔵 村山市	平日 8時30分〜17時15分 土・日・祝日休み
	②ハローワーク立川北口駅前 JOBぶらっと	〒190-0012 立川市曙町2-7-16 鈴春ビル5階	Tel.042 (523) 1509 Fax.042 (525) 8699		平日 (月・木) 10時〜19時 平日 (火・水・金) 10時〜18時 土曜日 (第1・第3) 10時〜17時 上記以外の土・日・祝日休み
	②マザーズ ハローワーク立川	〒190-0012 立川市曙町2-7-16 鈴春ビル5階	Tel.042 (529) 7465 Fax.042 (524) 1088	●仕事と子育ての両立をめざす方等の就職 支援等	平日 10時~18時 土・日・祝日休み
	⑩東大和 就職情報室	〒207-8585 東大和市中央3-930 東大和市役所5階	Tel.042 (563) 2111 内線1194 Fax.042 (590) 0115	(東大和市ふるさとハローワーク)	平日 9時~17時 土・日・祝日休み
	③こだいら 就職情報室	〒187-0043 小平市学園東町1-19-13 小平市福祉会館3階	Tel.042 (344) 1215 Fax.042 (346) 2260	(小平市ふるさとハローワーク)	平日 9時〜17時 土・日・祝日休み
	②あきしま 就職情報室	〒196-0015 昭島市昭和町3-10-2 昭島市勤労商工市民センター1階	Tel.042 (544) 8617 Fax.042 (544) 8618	(昭島市ふるさとハローワーク)	平日 9時~17時 土・日・祝日休み
	③東村山 就職情報室	〒189-8501 東村山市本町1-1-1 東村山市民センター1階	Tel.042 (306) 4080 Fax.042 (306) 4081	(東村山市ふるさとハローワーク)	平日 9時~17時 土・日・祝日休み
•	本庁舎 分庁舎	〒198-0042 青梅市東青梅3-12-16 〒198-0042	Tel.0428 (24) 8609 Fax.0428 (24) 5528	青梅市・福生市・あきる野市・羽村市・西 多摩郡	平日 8時30分~17時15分 土・日・祝日休み
	タカラ	青梅市東青梅3-20-7 山崎ビル 〒197-0814 あきる野市二宮350 あきる野市役所別館3階	Tel.042 (550) 0458 Fax.042 (550) 0451	(あきる野市ふるさとハローワーク)	平日 9時〜17時 土・日・祝日休み
	③瑞穂ハローワーク求人情報コーナー	〒190-1212 西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷 442番地 ジョイフル本田 瑞穂店 2階エリア内	Tel.042 (568) 5141 Fax.042 (556) 8679	(瑞穂町ふるさとハローワーク)	平日 9時~17時 土・日・祝日休み
Ð	三鷹	〒181-8517 三鷹市下連雀4-15-18	Tel.0422 (47) 8609 Fax.0422 (49) 0601	三鷹市・武蔵野市・西東京市・東久留米市・清瀬市	平日 8時30分~17時15分 土・日・祝日休み
	⑥東久留米ワークコーナー	〒203-8555 東久留米市本町3-3-1 東久留米市役所2階	Tel.042 (470) 7777 内線3221 Fax.042 (472) 9110	(東久留米市ふるさとハローワーク)	平日 9時~17時 土・日・祝日休み
	⑦西東京 就職情報コーナー	〒188-8666 西東京市南町5-6-13 西東京市役所田無庁舎2階	Tel.042 (464) 1860 Fax.042 (451) 6520	(西東京市ふるさとハローワーク)	平日 9時~17時 土・日・祝日休み
	38清瀬・ハローワーク 就職情報室	〒204-0021	Tel.042 (494) 8609 Fax.042 (494) 8614	(清瀬市ふるさとハローワーク)	平日 9時~17時 土・日・祝日休み
•	が、現代 同年以至 町田	〒194-0022 町田市森野2-28-14 町田合同庁舎1階	Tel.042 (732) 8609 Fax.042 (862) 0090	町田市	平日 (月・木) 8時30分~19時 平日 (火・水・金) 8時30分~17時15分 土曜日 (第1・第3) 10時~17時 上記以外の土・日・祝日休み
0	府中	〒183-0045 府中市美好町1-3-1	Tel.042 (336) 8609 Fax.042 (362) 0330	府中市・稲城市・多摩市・調布市・狛江市	平日 (火·金) 8時30分~19時 平日 (月·水·木) 8時30分~17時15分 土曜日 (第2·第4) 10時~17時 上記以外の土·日·祝日休み
	9週	〒182-0022 調布市国領町2-5-15 コクティー2階	Tel.042 (480) 8103 Fax.042 (480) 8143		平日 9時~17時 土・日・祝日休み
	⑩永山ワークプラザ	〒206-0025 多摩市永山1-5 ベルブ永山4階	Tel.042 (375) 0951 Fax.042 (337) 8928	(多摩市ふるさとハローワーク)	平日 9時~17時 土・日・祝日休み
ш	2 2229	シチョルション・ハレン水田4階	1 4 1. 042 (001) 0820		T 0 1/10 Pro/

[※]雇用保険の各種手続、職業訓練の受講申込み、求人の受付等は、平日は午後5時15分まで、土曜日はご利用いただけません。なお、土曜日開庁ハローワーク及び附属施設において、土曜日が祝祭日と重なる日は閉庁となりご利用いただけません。 ※各ハローワークの地図は東京労働局ホームページ(http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/)からご覧いただけます。

■東京労働局 所在地案内

東京労働局(九段第3合同庁舎)

東京都千代田区九段南1-2-1 12~14階

14階

《各課ダイヤルイン》

■ 総務部 | 〒102-8305

総務課 03-3512-1600 会計課 03-3512-1603

■ 雇用環境・均等部 | 〒102-8305

企画課(企画担当) 03-6867-0212 (助成金担当) 03-6893-1100 指導課(働き方改革担当) 03-6867-0211 (雇用均等・両立支援担当) 03-3512-1611 (有期特措法担当) 03-3512-1611 (総合労働相談コーナー) 03-3512-1608

12階 《各課ダイヤルイン》

■ 労働保険徴収部 | 〒102-8307

徴収課 03-3512-1627 適用・事務組合課 03-3512-1628 適用・事務組合課 事務組合室 03-3512-1629

■ 職業安定部 | 〒102-8305

職業安定課 03-3512-1653 職業対策課 03-3512-1664 雇用保険課 03-3512-1670 訓練課 03-6684-1700

※各種助成金に関するお問合せは

ハローワーク助成金事務センター(分室)

03-3812-9026

〔文京区後楽2-3-21住友不動産飯田橋ビル3階〕

13階 《各課ダイヤルイン》

■ 労働基準部 | 〒102-8306

監督課 03-3512-1612 外国人労働者相談コーナー 03-3512-1612 安全課 03-3512-1615 健康課 03-3512-1616 賃余課 03-3512-1614 賃金相談コーナー 03-3512-1614 労災補償課 労災補償総合案内 03-3512-1617 第三者行為 03-3512-1622 社会復帰促進等事業 03-3512-1620 診療費関係(分室) 03-5812-8391

東京労働局 九段第3合同庁舎



東京労働局〔海岸庁舎〕

〒108-8432 東京都港区海岸3-9-45

《各課ダイヤルイン》

■ 需給調整事業部

需給調整事業第一課 03-3452-1472 (許可申請等に関すること)

需給調整事業第二課 03-3452-1474

(事業運営、指導監督に関すること)

東京労働局海岸庁舎

